

AISの運用に係るMMSI番号入力必須項目について

【必須】MMSI番号と信号符字（コールサイン）

センターでは、事故発生時に船主等関係者から通報を受けた後、事故船舶の位置を的確に把握し、迅速に現場へ急行して適切なサービスを行うよう努めております。この際、スピーディで確実な事故船舶の把握のために、AIS（船舶自動識別装置）を利用した位置確認システムを導入しています。

AIS（船舶自動識別装置）は、外航船は**300GT**以上、内航船は**500GT**以上に搭載が定められており、この装置に船舶それぞれを識別する9桁の番号（MMSI番号）が割り振られています。センターでは、MMSI番号と信号符字（コールサイン）の両方を使い、該当船舶の把握を行いますので、ご記入漏れのないようお願い致します。

また、ダミーでこれらの番号をご記入される方がいらっしゃいますが、万が一事故が発生した場合、該当船舶把握に時間を要し事故対応が遅れ、重大事故へとつながる可能性もございますので、必ず、正しい番号、信号符字をご記入くださいますようお願い申し上げます。

AIS：船舶自動識別装置 《Automatic Identification System》

当該装置は下記のとおり船舶設備規程第146条の29（最終改正：平成21年4月27日国土交通省令第31号）に基づき、
外航の船舶は300GT以上
内航の船舶は500GT以上
に搭載が定められており、**船舶それぞれを識別する番号(MMSI番号)**が割り振られています。

船舶設備規程第146条の29 最終改正：平成21年4月27日国土交通省令第31号

（船舶自動識別装置）
第百四十六条の二十九
総トン数三〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて国際航海に従事するもの並びに総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて国際航海に従事しないものには、機能等について告示で定める要件に適合する船舶自動識別装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。